

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等について

1. 改正の概要

(1) 銀行法、信金法、協金法、労金法、信託兼営法及び信託業法施行規則別紙様式

① 自己資本比率の状況

19年3月期からのバーゼルⅡ実施に伴い、「オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額」の追加等、バーゼルⅡ告示に合わせ改正を行うもの。

② 銀行保証付私募債に係る注記の追加

私募債を引き受け、保有している金融機関が、当該私募債の元本の償還及び利息の支払について保証を行っている場合、当該保証に係る「支払承諾」を「支払承諾見返」と相殺し、貸借対照表に計上しない会計処理とすることとしたことに伴い、注記事項に当該保証額を追加するもの。

③ その他、所要の改正を行うもの。

(2) 銀行法、長銀法、信金法、協金法及び労金法施行規則別表

ディスクロージャー誌において公表を求める内容の平仄をとるため、各法の別表を改正するもの。

(3) 金融機能再生法施行規則

自らの保証を付した私募債、いわゆる銀行保証付私募債を引き受けている場合については、「支払承諾見返」を「支払承諾」と相殺することとしたが、現行の金融機能再生法施行規則第4条においては、不良債権比率を計算する際の分母（「債権」）には、「支払承諾見返」は含まれるが「有価証券」は含まれていない。そこで、実質的に貸出代替商品である金融機関保証付私募債についても、分母に含めるべきと考えられることから、「債権」の定義に金融機関保証付私募債を加える改正を行うもの。

2. 施行期日等

平成19年4月17日（火）公布、施行